

## 神戸市内の他の区から転入された方へ（ご案内）

R6. 6. 27作成

神戸市内で区が変わる住所変更手続きは、転出届は省略されていますので、転入される区役所で手続きをしてください。外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を必ずお持ちください。

転入届を提出した後、下記の制度に該当する場合は、それぞれの窓口で手続きをしてください。

制 度	内 容	窓 口
印鑑登録	すでに印鑑登録している場合は、自動的に住所変更されますので、今までの印鑑登録証がそのまま使えます。（手続きは不要です。）	市 民 課
マイナンバーカード または 住民基本台帳カード	カードの追記欄に新住所を記載し、ICチップの情報更新を行います（暗証番号の入力が必要です）。カードをご持参ください。 ※マイナンバーカードを申請中に異動された方は、異動前の情報でカードが作られる場合があります。窓口でご相談ください。	
電子証明書	署名用は住所の変更により自動的に失効しますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。	
在留カード または 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（旧：外国人登録証明書を含む）を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	
国民健康保険	前住所区で国民健康保険に加入していた方は、前住所区の保険証を返却してください。また、「高齢受給者証」を交付されていた方は、受給者証も返却してください。前住所区での保険料の精算は、転入された区役所（支所）でします。 転入した時点で何らかの健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入する必要がありますので、お申し出ください。満70歳以上75歳未満の方には、「高齢受給者証」を保険証と併せて郵送します。	保 険 年 金 医 療 課
国民年金	加入者 手続きは不要です。	
	受給者 ・国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要か不明な場合は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙をお渡ししますのでお申し出ください。） ・老齢福祉年金を受給されている方は、窓口へ届け出て下さい。	
後期高齢者医療	前住所区で後期高齢者医療の被保険者証の交付を受けている方は、新住所区から新しい被保険者証を郵送します。転入に関しての介護医療係での手続きは不要です。	保 健 福 祉 課
高齢期移行者 医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証が必要です。 何らかの健康保険に加入している65歳～69歳の方に医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、所得制限等があります。	
老人福祉手帳 (すこやかカード)	前住所区で手帳の交付を受けている方は、住所変更書換欄にご自分で新住所を記入のうえ、お使いください。	
敬老優待乗車証	前住所区で乗車証をお渡ししている場合は、そのままお使いください。 満70歳以上の方に、市バス・市営地下鉄・市内民営バス等の優待乗車証を交付します。	保 健 福 祉 課

裏面へつづく

制 度	内 容	窓 口
障害者福祉	住所変更の手続きをしてください。手帳等の住所変更をいたします。 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など	保健福祉課
福祉乗車証	福祉乗車証をお持ちの方は、手続きが必要ですので、右記担当係へお申し出ください。	
子ども医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。お子様の保険証、前住所区の受給者証が必要です。 0歳～高校3年生（18歳到達後の最初の3月31日）までの医療費を助成します。高等学校等に通っていない方も対象です。 ※市HPからのオンライン申請や、郵送申請も可能です。	保険年金医療課
重度（高齢重度）障害者医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証、障害者手帳が必要です。何らかの健康保険に加入している重度障害者の方（次のいずれかに該当する方）に、医療費の自己負担金の一部を助成します。（身体障害者手帳1、2級の方・重度の知的障害の方・身体障害者手帳3級で中度の知的障害との重複障害の方・身体障害者手帳3級の内部障害の方・精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし、所得制限があります。	
ひとり親家庭等医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証が必要です。何らかの健康保険に加入している方で、母子家庭の母・父子家庭の父・母子家庭、父子家庭の児童・父及び母のいない児童の医療費の自己負担金の一部を助成します。ただし、所得制限があります。	
介護保険	手続きは不要です。新たに、要介護・要支援認定の申請をされる必要がある方は、ご相談ください。 保険証は、65歳以上の方と転入前の区で要介護・要支援認定を受けていた40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方に郵送します。	
児童手当 児童扶養手当	住所変更の手続きをしてください。 ・児童手当〔中学校3年生まで（15歳到達年度の年度末まで）〕 オンライン申請や郵送申請も可能です。 ※世帯全員での転出や受給者を含む転出の場合は届出不要です。 ※R6.10.1～高校生年代まで（18歳到達年度の末まで） ・児童扶養手当〔18歳到達年度の年度末まで（特別児童扶養手当受給児童は20歳まで）・所得制限あり〕	保健福祉課
乳幼児健康診査	満3歳までの乳幼児については、健診の案内を送付しますので住所変更の届出をしてください。	
犬の登録	犬の登録事項変更届が必要です。詳しくは市HPの「飼い犬の登録と狂犬病予防注射」をご確認ください。	生活衛生ダイヤル 078-771-7497
原動機付自転車 小型特殊自動車	手続きは不要です。	法人税務課 (新長田合同庁舎)

手続きは転入される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区☎ 841-4131 灘 区☎ 843-7001 中央 区☎ 335-7511 兵庫区☎ 511-2111 北 区☎ 593-1111  
長田区☎ 579-2311 須磨区☎ 731-4341 北須磨支所☎ 793-1212 垂水区☎ 708-5151 西 区☎ 940-9501